

埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会と称し事務所を会長在勤学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は学校事務の研究を行い会員の資質向上を図るとともに、教育活動の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務に関する研究及び調査
- (2) 研究会・研修会等の開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第二章 組 織

(会 員)

第4条 本会は埼玉県内の公立小・中・特別支援学校に勤務する事務職員をもって構成する。

(組 織)

第5条 本会は支部を置く。支部は教育事務所並びに政令市を単位とする。

第三章 機 関

(機 関)

第6条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会
- (4) 常任理事会

2 前項の決議は、出席者の過半数とする。

(総 会)

第7条 総会は本会の最高決議機関である。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、評議員会が必要と認めた時は臨時に開くことができる。

3 総会の議決事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業報告の承認並びに事業案の審議
- (3) 決算報告の承認並びに予算案の審議
- (4) 会長、副会長並びに監事の承認
- (5) その他重要事項

(評議員会)

第8条 評議員会は総会に次ぐ議決機関で各支部より選出された評議員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 評議員は支部毎に前年度会員数100名までは2名、200名までは3名、300名までは4名、400名までは5名、401名以上は6名とする。ただし内1名は支部長をあてる。

3 評議員会は毎年2回以上開き、次の事項を審議する。

- (1) 会長、副会長並びに監事候補者の推薦
- (2) 総会において付託された事項
- (3) その他必要な事項

(理事会)

第9条 理事会は理事及び常任理事、会長、副会長をもって構成し、次のことを行う。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 会務運営上必要な細則を定める事項
- (3) 支部の連絡調整等に関する事項
- (4) 評議員会で付託された事項
- (5) その他必要な事項

(常任理事会)

第10条 常任理事会は常任理事及び会長、副会長をもって構成し、会務執行に必要な事項について企画立案にあたる。

第四章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 | (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 参与 | 若干名 | (6) 監事 | 若干名 |

2 会長、副会長及び監事は評議員会の推薦に基づき総会で承認をうける。推薦の方法は別に定める。

3 理事は支部の推薦により会長が委嘱し、評議員会の承認を得る。

4 常任理事は会長が委嘱し、評議員会の承認を受け総会に報告する。

5 参与は必要に応じて会長が委嘱する。

(会長・副会長・常任理事・監事・参与の任務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

3 常任理事は、会務を執行する。

4 監事は本会の会計を監査する。

5 参与は会長の要請により会議に参加し、必要に応じて助言を行う。

(理事の任務)

第13条 理事は総務、財務、研究、研修、情報のいずれかを担当する。

【現行】理事は総務、財務、研究、研修、情報、渉外のいずれかを担当する。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は1年とし再任を妨げない。但し、理事に欠員が生じた場合は第11条の規定によりこれを補充する。

2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は会費・寄付金、その他の収入金による。

(会 費)

第16条 本会の会費は年額1000円とする。但し、必要に応じて臨時徴収することができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

第1条 本会則を実施するために必要な細則は別に定める。この細則は理事会で定め、評議員会の議決を経なければならない。

第2条 削除(平成15年5月27日)

第3条 本会則は昭和41年2月12日より実施する。

第4条 本会則は昭和43年6月27日より改正実施する。

第5条 本会則は昭和44年5月23日より改正実施する。

第6条 本会則は昭和45年5月26日より改正実施する。

第7条 本会則は昭和46年5月26日より改正し、昭和47年4月1日より実施する。

第8条 本会則は昭和47年5月24日より改正実施する。

第9条 本会則は昭和52年5月25日より改正実施する。

第10条 本会則は昭和54年5月23日より改正実施する。

第11条 本会則は平成11年5月25日より改正実施する。

但し、第8条2項並びに第16条は平成12年4月1日より実施する。

第12条 本会則は平成15年5月27日より改正実施する。

第13条 本会則は平成16年6月4日より改正実施する。

第14条 本会則は平成22年5月25日より改正実施する。

第15条 本会則は平成23年5月24日より改正実施する。

第16条 本会則は平成24年5月25日より改正実施する。